

参 考

○国土交通省告示第947号（平成30年7月19日）

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成30年11月30日
宅地建物取引業法第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成30年11月30日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第44条第1項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成30年11月30日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第1項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成30年11月30日
賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第3条第1項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成30年11月30日

【対象地域】

特定被災地域とは、平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

（参 考）

【特定被災地域内】

○平成30年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（平成30年7月18日現在）

・高知県 4市2町1村

- ・鳥取県 1市9町
- ・広島県 9市4町
- ・岡山県 12市5町1村
- ・京都府 6市3町
- ・兵庫県 9市6町
- ・愛媛県 4市2町
- ・岐阜県 13市6町2村
- ・福岡県 1市
- ・島根県 1市
- ・山口県 1市

※最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html